

ご担当医 様

学校感染症罹患・治癒証明書 記入について (ご依頼)

「学校において予防すべき感染症 (学校感染症)」に罹患しました本学学生につきまして、下記証明書の該当箇所に☑と、日付、出席停止期間等のご記入をお願いいたします。出席停止期間の基準につきましては裏面をご参考にしてください。

問い合わせ先：電動モビリティシステム専門職大学 学務課 TEL：0238-88-7377

学校感染症罹患・治癒証明書

【学生本人記入】 電動モビリティシステム専門職大学 電気自動車システム工学部 年
学籍番号 氏名

【以下、医師記入欄】

罹患証明 インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

上記の学生は、下記の通りインフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症に罹患したことを証明します。

診断名 インフルエンザ 型 新型コロナウイルス感染症

診断日 20 年 月 日 (発症日※1 20 年 月 日)

最短出席停止期間 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

最短登校許可日※2 20 年 月 日

※1 発症日が明らかな場合はご記入ください。明らかでない場合は空欄で結構です。

※2 いずれも再度発熱した場合は、登校許可日が延長となるため、再度医師の診察を受けるようご助言願います。

治癒証明 下記の感染症に罹患した場合

上記の学生は、下記の感染症にかかり、治癒または感染の恐れがなくなったことを証明します。

診断名 百日咳 麻疹 (はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)

風疹 水痘 (みずぼうそう) 咽頭結膜炎 (プール熱)

結核 髄膜炎菌性髄膜炎

その他 学校保健安全法で定められた学校感染症

【 診断名： 】

診断日 20 年 月 日 (発症日※3 20 年 月 日)

出席停止期間 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

登校許可日 20 年 月 日

※3 発症日が明らかな場合はご記入ください。明らかでない場合は空欄で結構です。

20 年 月 日 医療機関名

医 師 名

印

「学校において予防すべき感染症（学校感染症）」の種類と出席停止期間の基準

学校保健安全法施行規則 第18条 第19条

令和 5年 5月 8日改正

分類	感染症名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種 ※4	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により、医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（ウイルス性肝炎、マイコプラズマ肺炎溶連菌感染症、感染性胃腸炎など）	症状により、医師において感染の恐れがないと認めるまで

※4 第2種感染症の出席停止期間については、医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。